

災害復興基金と中間支援組織が連動した上での 地域主導による復興推進のあり方に関する考察

Study on the Promotion of Disaster Reconstruction with Local Initiative, on the basis of
the Relationship between Disaster Reconstruction Fund and Intermediary Organization

青田良介¹, 室崎益輝², 北後明彦³

Ryosuke AOTA¹, Yoshiteru Murosaki² and Akihiko HOKUGO³

¹ (財) ひょうご震災記念21世紀研究機構

Hyogo Earthquake Memorial 21st Century Research Institute

² 関西学院大学復興制度研究所

Institute for the Research of Disaster Areas Reconstruction, Kwansei Gakuin University

³ 神戸大学都市安全研究センター

Research Center for Urban Safety and Security, Kobe University

Disaster reconstruction should be implemented on the basis of local characteristics as well as lessons from the past. It is quite important to promote both decentralization of power and public-private cooperation. This study analyzes the characteristics of Disaster Reconstruction Fund and Intermediary Organization through both cases in the Hanshin-Awaji and Chuetsu Earthquakes. It is found that the fund is an useful tool to activate intermediary organization for leading local initiative. And this study also considers the challenge and vision of the Fund to make it more reliable for local governments.

Keywords: local initiative, public-private cooperation, Disaster Reconstruction Fund, intermediary organization

1. 研究の意義

災害復興にあたっては過去の災害教訓を踏まえることが重要であり、阪神・淡路大震災での教訓が後の新潟県中越大地震や能登地震等での対策に生かされた。

一方、都市型の阪神・淡路の教訓の全てが中山間地型の中越・能登にあてはまる訳ではない。そこでは、被災地の特性にも配慮しながら推進する必要がある。復興はその後の地域づくりにつながるものであり、被災者と被災者が生活を営む場である地域とが一体になって復興を推進する必要がある。そのためには住民に身近な地方自治体が主導的な役割を担うとともに、地域のエネルギーを集約し資源を発揮できるよう、自助や共助の力も活用した公民連携による協働の取組が不可欠である。

本研究ではそうした地域主導による復興を推進する方策としての災害復興基金と、それに関与する中間支援組織の役割に着目する。

復興基金に関する主な既往研究としては以下のものがある。①橋本(2004)は、基金の機能として安定性、機動性、柔軟性、補完性、先駆性を挙げた¹⁾。②本間(2000)は復興基金を量的にも充分で用途に制限がない点や、また弾力的な運用が可能で配分の決定権が地元自治体にある点に言及した²⁾。③林(2005, 2007)は、個人給付的な内容のメニューが地方交付税交付金による利子補填の対象にならず国の支援に制約があったことを明らかにした³⁾。いずれも基金の効果を肯定的に捉え恒久的

な制度化を提唱している。一方、その有用性を認めながらも課題を提起したものもある。④出口(2000)は被災者が利用する観点から支給方法の改善や対象制限の撤廃等に言及した⁴⁾。⑤宮入(1996)は、被害実態の割には復興基金の規模が小さかったこと、雲仙の復興基金ほど被災者の個人補償にあてられなかったことを指摘した⁵⁾。⑥高寄(2000, 2004)も規模が充分でなく中間所得層や自営者への支援が手薄に終わったこと、さみだれ式の支給になったこと等を指摘した⁶⁾。

復興基金の長短両所が把握できるとともに、双方とも将来の大災害におけるその役割に期待している点が明らかで、いずれも意義ある研究といえる。他方、阪神・淡路大震災から約10年後の新潟県・中越地震でも復興基金が設置され、阪神・淡路の復興基金を相対的に見ることも可能になった。そこで、本研究では、地域主導による復興を実現する上での復興基金の有用性について、「阪神・淡路大震災復興基金(以下「阪神・淡路基金」とする)」と「中越大地震復興基金(以下「中越基金」とする)」との比較を通して、事業メニューだけでなく、それに関与した中間支援組織についても分析することとした。ここで中間支援組織に着目するのは、地域主導による復興を実現するには被災者との協働が重要で、行政と被災者の距離を埋める努力が不可欠であることによる。

中間支援組織については、青田等(2002, 2003)が台湾大地震や米国ノースリッジ地震後の中間支援組織の役割を分析することにより、その機能として包括性、専門性、

信用性、自立支援性をあげるとともに、中間支援組織を媒介としてマスケア・サービスに長けた行政とアンメット・ニーズに従事する地域密着型組織による公民連携が促進されることを述べている⁷⁾。

一方、特に阪神・淡路基金の場合設置から15年近くが経過したことから、その課題にも触れることで有用性をさらに高めるためにはどうあるべきかについて考察することも重要である。

こうした研究は、震災から2年余りしか経過していない中越沖地震や能登半島地震復興基金の今後の推進や、将来の復興基金のあり方を検討する上で参考になると考えられる。

2. 論文の構成と研究の手法

復興基金では地方自治体が主体となって事業を実施することから、第3章では地方分権との関連性について分析する。そもそも、地方分権は「官（国）」と「官（地方）」との権限争いの調整が主目的ではなく、住民により身近で地域に精通した地方に権限を与えることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにある⁽¹⁾。そこでは地域レベルにおける「官」と「民」との連携を軽視してはならないことから、復興過程における「公助」「自助」「共助」等を活用した公民連携にも言及する。

その上で第4章では、基金の趣旨や仕組みに触れるとともに、阪神・淡路基金と中越基金の事業メニューを比較することにより、阪神・淡路で評価された有用性が、年月を経てしかも地域性の異なる中越ではどうなるのかを分析した。中越基金を取り上げたのは、①阪神・淡路の次の復興基金でかつ10年近くが経過すること、②都市型と中山間地型で復興過程に対照的なところがあること、③中越基金自体設置後約5年経っておりある程度の成果を判断できることによる。③の点において、中越沖と能登の復興基金はその成果を判断するに十分な時間が経過しておらず、今後の研究課題とした。

第5章では、復興基金という「財源」に中間支援組織が連動することで基金のメニューがどう生かされるのか、地方分権の特色である民意が如何に復興に反映されるのかを中心に分析した。

第6章では、特に阪神・淡路基金は設立後15年近く経過したことを踏まえて、復興基金にかかる今後の課題と展望について論点を考察することとした。

研究手法であるが、特に中越の場合は震災から5年が経過するもののおお本格的な復興途上にあることから、本年1月、6月、9月に被災地を調査し、阪神・淡路との地域性の違いや教訓がどう生かされているかを調べるとともに、復興基金の設置者である新潟県や、被災地の長岡市役所、及び川口、山古志、栃尾の地域復興支援センター、中間支援組織である中越防災安全推進機構復興デザインセンター（中越復興市民会議）でヒアリングを行った。阪神・淡路大震災については、過去の文献等を調査するとともに、特に課題や今後の展望については、兵庫県や神戸市の関係者等に対するヒアリングを行った。これらを通して可能な限り情報の収集に努めた。

3. 地方主導による復興を推進するうえでの地方分権と公民連携について

(1) 地方分権の意義等について

阪神・淡路大震災をはじめとする災害からの再建においては、被災地の自治体が再建にかかる計画を作成し、それを国が支援する体制がとられる。

しかし、実際には、既存の法律や国の運用に阻まれ、地方の裁量による再建を展開しにくい面がある。例えば、災害救助法では国は原則現物支給の方針を採るため、食料の配給では被災者は毎日冷たい弁当しか与えられず、現金をもらって食堂で暖かい食事をとることすら難しい。この現物支給主義は避難所や応急仮設住宅、生活必需品、生業器具等にも適用され、柔軟性かけるとの批判がある⁽²⁾。その他、避難所の設置期間や限度額、応急仮設住宅の基準単価や設備等についても細かな基準が定められ、特別基準が認められるものの国との協議に相当な時間を要する。

法の運用は国が決めるため全国一律的なものになりがちである。中越地震当時、被災者生活再建支援法の生活再建支援金には適用要件があったが、支援対象を前年度の基準であってはめたため、当該年度に被災し失業した被災者が対象から漏れるケースがあった。年金生活者が退職金とローンで建てたアパートが商用であることから支援の対象とならない、本来救済されるべき被災者を目の前にしながら、自治体が制度を運用するに十分な裁量を有していないという課題がある⁽³⁾。

さらに、国の支援が原形復旧を基本としていることから、自治体が独自に創造的な復旧や復興を目標に次代を見据えた再建に取り組みもうとしても、国の支持が得られない。例えば、兵庫県が震災後提唱したエンタープライズゾーン構想も「一国二制度につながる」として認められなかった⁽⁴⁾。特に復興については、災害対策基本法の一箇条に登場するのみで定義付けもされておらず、復旧に+αする行為と見なされ支援の対象からはずされてしまう。

本来、被災地が主体となるためには、それに見合う権限や財源などが地元の自治体に付与されることが前提であるが、そのような状況にないところに課題がある。

そもそも地方分権については、これまでも国の地方分権委員会やその後の地方分権改革推進委員会において検討が重ねられてきたが、2005年11月の三位一体の改革では実質的に地方の財源が削減されるなど、必ずしも地方の側に立った分権になっていないとの批判がある⁽⁵⁾。権限譲渡に見合う財源の移譲等分権に見合った仕組みの構築が求められる⁽⁶⁾。

(2) 公民連携について

阪神・淡路大震災では行政による対応＝公助の限界が認識された。そこでは被災者自らが対応する「自助」や、NPOや企業等多様な担い手が協力する「共助」の役割が欠かせない。特に「共助」からは、仮設住宅での高齢者の見守りや、専門家と被災コミュニティによる復興まちづくり等の新たな取組が生まれ、それを「公助」で制度化し支援されるに至った例が多い。国の防災白書によれば、「災害から安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」の取り組み、さらにはこれらの連携が不可欠で

ある。」としている⁸⁾。

一方、中山間地の集落における助け合いは、阪神・淡路大震災で見られた都市のコミュニティによるものと様相が異なる。集落では季節の節目などに行事があり、現長岡市内になった栃尾地域では、1月7日には子どもからお年寄りまで集まってお粥を食べ、お釈迦さんが亡くなった2月15日には子どもが団子撒きをし、5月の田起しの後には観音様にお茶や水をかけ甘茶を楽しむ、6月の田植えの後にはさなぶりをする⁷⁾、7月には各家庭で餅つきを、8月のお盆には檀家が米や野菜を持ち寄り朝ごはんを食べる、12月には他の家に泊まり込みそのウサギやヤギを食するといった風習があった。青年団が道普請や祭りの作業に携わり、子どもも学校が終わると手伝いをするなど、集落をあげて共同作業に携わった。

このように郡部では生活を共にする人達で互いを助け合う文化がある。一人ひとりの個性を抑制するところがあり、集団活動であるので「自助」とも異なるが、ボランティア等見ず知らずの他人が手を貸す「共助」とも異なる。集落特有の助け合いであり「互助」と呼び区別したい⁸⁾。

そもそも地方分権は国と都道府県、市町村等による「官」－「官」で権限の所在を確定させるのが主目的ではない。地域づくりに民意を反映させるため住民に身近な地方に分権するのであって、地方自治体が自らが創意工夫して、地域を活性化する仕組みが求められている。行政サービスの実質的決定権や必要な財源を地方自治体に移譲し、地方が自ら考え、実行できる体制を整備すること⁹⁾に地方分権の意義があると言える。

従って、復興においても被災者や被災地が主導的な役割を担えるよう自治体が環境を整備するところに分権の意義があるのであって、「公助」の役割だけでなく「自助」「共助」「互助」をも取り入れた公民連携による復興推進が求められる。

4. 災害復興基金の有用性について

(1) 復興基金の概要

復興基金は恒久的な仕組みではなく、災害の度に設置が検討される。これまで、雲仙岳災害対策基金を皮切りに5つの災害復興基金が設置された。表1に概要をあらわす。林(2004)によれば、復興基金の特色は以下の通りである。

- ① 国、県・市町村等公共団体が一定の措置を行ったが、もう一步踏み込んだ支援が必要と認められる事業
- ② 震災特例など特別の金利を適用した事業で、被災者の自立支援のためにさらに金利を引き下げることが必要な事業
- ③ ボランティア活動、自治会活動等、被災者の自立復興を支援する事業
- ④ 一定の公共性、公益性があるが、何らかの理由により行政が措置を行えない部分を対象に、一步踏み込んで支援する事業

その仕組みであるが、基金を出資する地方公共団体が地方債を発行して資金を調達した上で、受け皿としての財団法人を設立し基金の運用により事業を行う、一方、債券発行により生じた債務に伴う利子の大半は地方交付税で補填するといったものである⁹⁾。金融機関が有す

る債権を財団法人に譲渡するので指名債権譲渡方式と呼ばれる¹⁰⁾。

(2) 「阪神・淡路基金」と「中越基金」の比較による基金の有用性

ここでは比較的災害規模が大きく、都市型災害と中山間地型災害の対照を比較する上で、阪神・淡路基金と中越基金の事業を比較分析する。両基金の全事業を対象に比較するにあたっては、それぞれの分野別の項目が必ずしも一致しないため、まず阪神・淡路基金の項目をベースにそれにあてはまる中越基金の事業をはめ込んだ。その上で、阪神・淡路基金の項目に該当しないものについては、中越基金独自の項目を追加した(図1参照)。

これによる分析の過程を表2にあわらす。そのなかで、分野毎に上段に共通するもの、下段にそれぞれの復興基金特有のものをあらわした。

分析からは次のことが読み取れる。第1点目は、両復興基金の共通点として「自助」や「共助」等に資する支援メニューを充実させたことである。利子補給、ボランティアや地域コミュニティ拠点への支援、高齢者支援等が該当する。メニューは異なるが、阪神・淡路における自立支援金の支給や災害復興まちづくり、あるいは中越における集落支援もあてはまる。一方、「公助」を補完する性格のメニューも見られる。1998年に被災者生活再建支援法の成立により生活再建支援金が支給されることとなったが、遡及適用が認められなかったことから、阪神・淡路大震災復興基金で「被災者自立支援金」を創設した例や、中越大震災復興基金の「手づくり田直し等支援」事業において災害救助法が適用されない小規模の水田等を対象にした例がそうと言える。なお、利子補給は被災者が個人による自力再建、すなわち自助を支援するものではあるが、個人資産の形成に支援しないとの国の姿勢に抵触をしない範囲においてぎりぎりの支援をしたということで、「公助」を補完するものとも解することができる。

さらに、中越基金では、集落再生を支援する「地域復興支援員」や、その支援員を指導監督する復興デザインセンターの活動にかかる経費を事務費、人件費を含めて全額助成するなど、復興の担い手に対する支援を強化した(後掲)。

ここでは、「自助」「共助」「互助」による民の活力を奨励するための一步踏み込んだ支援や「公助」を補完する支援が実施された。阪神・淡路で実践されたものが、中越でも継承され発展している。

第2点目は、「地域性」の反映である。阪神・淡路大震災は都市直下型災害であり、大規模な住宅再建が行われた。大量の仮設住宅が元の住処から離れた郊外に立地し、仮設入居者に対する支援が施された。恒久住宅の確保では、区画整理や集合住宅の建設等市街地の狭小な立地を有効活用するための方策が採られた。一方、産業分野では、新産業の創造に資する事業や商業施設の賑わいを取り戻す事業等が創られた。多数の被災者を抱え生活復興にも様々工夫する一方で、住宅や産業対策に重点が置かれた。

これに対して、中越地震は中山間地を襲った被害であり、過疎高齢化の一層の進展が懸念されることから、米作等の農林業や、養鯉業や畜産業等の地域の資源を活用した生業支援、集落の助け合いを重視した再生と復興に向けた地域振興策、都会の人々を惹きつける交流人口の拡大策等に基金が活用されている。

表 1：主な復興基金の設置状況（2008.11 現在）

名称	設置期間	基金規模 (利率)	事業費 総額
雲仙岳災害対策基金	1991.9 ～2002.8	1090 億円 (6.3%, 5.5%, 3.0%)	275 億円
阪神・淡路大震災復興基金	1995.7 ～	9000 億円 (4.5%又は3.0%)	3550 億円
中越大震災復興基金	2005.3 ～	3050 億円 (2%)	600 億円
能登半島地震復興基金	2007.8 ～	500.3 億円 (1.5%)	34 億円
中越沖地震復興基金	2007.10 ～	1200 億円 (1.5%)	90 億円

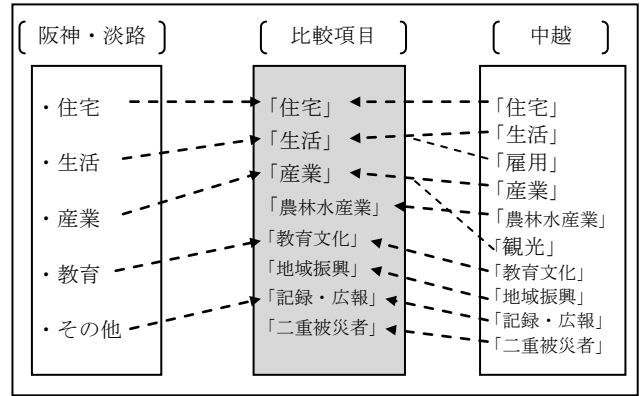


図 1：両基金を比較する上での項目の調整

表 2：阪神・淡路大震災復興基金と中越大震災復興基金との事業内容等の比較

	阪神・淡路大震災復興基金 ¹⁰⁾	中越大震災復興基金 ¹¹⁾
設立年月日	1995年4月1日	2005年3月31日
出資額	基本財産：200億円，運用財産：8800億円	基本財産：50億円，運用財産：3000億円
出資者	兵庫県・神戸市（出資比率2：1）	新潟県
分野・事業	「生活」「住宅」「産業」「教育」分野等 計113事業（2009.3.31現在）	「生活」「雇用」「住宅」「産業」「農林水産業」「観光」「教育文化」「地域振興」「記録・広報」「二重被災者」等 計130事業（2009.3.31現在）
	（共通点）持ち家の再建にかかる利子補給や家賃の軽減策，ダブルローン対策が講じられた。	
住宅分野	（特色） ・人口の密集した都心部の土地を有効活用するために，土地区画制度や隣地の買い増し，定期借地権制度の活用や集合住宅に配慮した支援等が講じられた。 ・仮設住宅入居者が多数で住居地から離れて建てられたため，様々な支援プログラムが講じられた。	（特色） ・豪雪や中山間地域の環境に配慮した持ち家を中心とした住宅再建プログラムが講じられた。
	（共通点）被災者支援の担い手としてのボランティアを支援するメニューや，地域コミュニティの拠点を支援するメニューが講じられた。	
生活分野	（特色） ・仮設住宅や復興公営住宅での被災者の健康づくり支援や，就労支援，在住外国人への支援等が講じられた。 ・被災者生活再建支援法がなかったことから，被災者自立支援金等の現金給付が行われた。	（特色） ・被災者の福祉ニーズに応える支援や，集落の維持・再生に向けた支援が講じられた。それを担う人材確保のための支援も行われた。 ・高齢者や障害者の福祉施設への支援が充実された。
	（共通点）貸付や融資等に対する利子補給制度や観光復興のための対策が講じられた。	
産業分野	（特色） ・新産業創造のための支援，市街地再開発商業施設への入居支援，商店街・小売市場に配慮した支援，失業に伴う雇用を奨励する支援等が講じられた。	（特色） ・伝統工芸品の再興に配慮した支援が講じられた。
農林水産業分野	（中越大震災特有の分野であるため共通点なし） （特になし）	
	（特色）	（特色） ・農林業、畜産業、養鯉業等への資金支援や経営再建に対する支援が講じられた。
	（共通点）私立学校や文化財等への復興支援が講じられた。	
教育文化分野	（特色） 私立博物館等に対する復興支援が講じられた。	（特になし）
	（中越大震災特有の分野であるため特になし） （特になし）	
地域振興支援分野	（特色）	（特色） ・中山間地の資源を生かした地域復興に対する支援がメニュー化され，そのための専門家の活用に対する支援が講じられた。 ・都市との交流を意識した施策への支援が講じられた。
	（共通点）震災の記憶を風化させないための支援が講じられた。	
記録広報分野	（特色） （特になし）	（特色） （特になし）
	（中越大震災特有の分野であるため特になし）	
二重被災者対策	（特色）	（特色） ・震災後に中越沖地震による二重被災が生じたことから，それに対する支援措置が講じられた。

災害復興基金は法令等により使い道が全国一律に縛れておらず、地方独自の裁量により柔軟かつ弾力的に対応できる。同じ災害復興基金ではあるが、教訓を継承、発展させることもできれば、都市型と中山間地型という異なるメニューを地域の実情に応じて提示できるところに特色があると考えられる（図2参照）。

5. 中間支援組織を活用した公民連携の実現

(1) 被災者復興支援会議¹²⁾

「被災者復興支援会議」は、被災者一人ひとりの生活復興を支援するため、被災者と行政機関の間に立つ第三者機関として、被災者の生活実態、意見、要望を把握し、生活復興に関する課題や支援策を整理し、被災者と行政の双方に提言、助言するためにつくられた。同会議Ⅰ～Ⅲで構成され、それぞれの開催期間は次の通り。

- 被災者復興支援会議Ⅰ：1995.7～1999.3
- 被災者復興支援会議Ⅱ：1999.4～2001.3
- 被災者復興支援会議Ⅲ：2001.5～2005.3

メンバーは大学教員や行政職員に限らず、福祉、雇用、住まい、まちづくり等様々な分野の専門家や市民団体、報道関係者等で構成された。

有識者等で構成された組織であるが、従来の審議会や検討委員会等に比べて、次のような特徴があった。

- 被災者と行政の間に立つ第三者機関ではあるが両者の力関係から被災者に軸足を置いた機関である。
- 現場に出向き、問題をリアルに捉える（アウトリーチ）。
- 現行のルールにとらわれずに、政策提言を行う（アドボカシー）。
- 支援会議構成メンバーと県庁内のプロジェクトチームとのパートナーシップで行う。

これに基づく一連の活動状況を表3に、その成果から生まれた主な提言を表4にあらわす。

事務局は行政（兵庫県）が担った。支援会議の特色は被災者により近い立場にある専門家の集まりにあり、基金事業の提案や事業の運用に対する助言等が行われた。前者については、シルバーハウジング以外でのLSA（生活援助員）的な人材の配置等仮設住宅や災害復興住宅での被災者支援や高齢者を中心にした見守り対策、被災地の雇用を維持している地元企業に対する支援や市場や商店街の活性化等を提案した。後者については、復興まちづくりでの専門家の活用等にフィードバックされた。民間賃貸住宅家賃軽減事業での家主の登録要件に伴う手続の不便さを指摘することもあった。

このように、支援会議では、有識者メンバーが行政と連携した上で、専門性を生かすにあたって、アウトリーチにより被災者に密着しニーズを吸い上げ、行政にアドボカシー又はフィードバックさせることで、復興基金の事業メニューに反映させたとと言える。中間支援組織の有する「専門性」「地域密着性」「ネットワーク性」を生かした公民連携による施策の実現化が図られた（図3参照）。

(2) 中越復興市民会議・復興デザインセンター

中越大震災では2005年5月に民間の任意団体「中越復興市民会議」が設立され、被災者や集落に密着し行政との橋渡しをする支援活動を展開してきた。新潟県では、中越復興市民会議の意見も踏まえて復興基金のメニュー

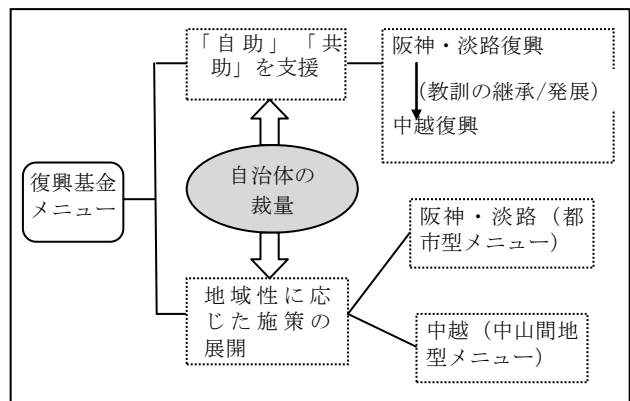


図2：復興基金メニューと自治体の裁量

表3：被災者復興支援会議の活動状況⁽¹¹⁾

	支援会議Ⅰ	支援会議Ⅱ	支援会議Ⅲ
① 部会	—	4部会 43回	—
② ワーキンググループ	—	—	17グループ 45回
③ 全体会議	78回	—	—
④ 移動いどばた会議	143回	46回	62回
⑤ 土曜いどばた会議	41回	—	—
⑥（総合・いどばた）フォーラム	17回	16回	13回
⑦ 提言・最終提言	13回	7回	7回

表4：被災者復興支援会議による主な提言

支援会議Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建をめざす自助及び共助について ・仮設住宅自治会づくりの促進に向けて ・被災者の住まい再建に向けて
支援会議Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅の住まいの復興と住環境改善に向けて ・恒常的な地域の見守りと心のケアの体制を築くために ・市場・商店街の活性化に向けて
支援会議Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して暮らせる災害復興公営住宅をめざして ・まちづくりの担い手支援を通して、復興まちづくりの一層の推進を図る ・復興まちづくりへの新たな視覚“震災復興と企業文化”

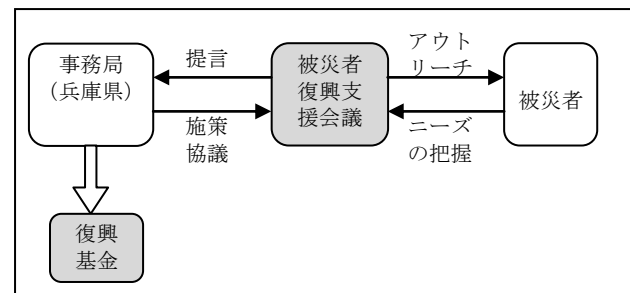


図3：被災者復興支援会議の機能

を作成するなど連携を強めた⁽¹²⁾。

また、被災地では中越大震災を機に地域の防災安全の機運が高まったことから、行政、教育・研究機関、企業、市民団体等産学官民の連携組織である「(社)中越防災安全推進機構⁽¹³⁾」が2006年4月に設立され、以下を活

動の3本柱に展開することとなった。

- ① 防災安全学問研究コンソーシアム（大学・研究機関等による共同研究実施と成果の発表）
- ② 中越市民安全大学等の開講，開設（市民安全大学，自治体防災担当職員研修等）
- ③ 中越防災安全情報・技術振興（震災ミュージアム，アーカイブスの整備，運営等）

2008年4月には同機構の中に復興デザインセンターが設立された。復興デザインセンターは新潟県中越大地震復興基金の「地域復興人材育成事業¹³⁾」を担うための組織で，中越復興市民会議を復興デザインセンターに位置付けた。これにより，復興市民会議のスタッフの人件費，事務費，活動費が基金で負担されることとなった（補助率10/10）。

「地域復興人材育成事業」は，被災地域の復興や防災に携わる人材を育成・確保することにより，震災からの速やかな復興と災害に強い地域づくりを実現するもので，以下が復興基金の補助対象事業となる。復興基金の財源により経験ある中間支援組織を活用し，復興や防災の人材育成を図る姿勢が見られる。

- 「地域復興支援員」の資質向上
- 復興支援団体の組織力強化
- 自主防災組織のネットワーク形成
- 被災地復興PR活動
- 復興プロセスの調査研究
- その他、関連する活動

このうち「地域復興支援員¹⁴⁾」は，集落の維持，再生や地域復興を目的に採用されたものである。「地域復興支援員」の人件費，事務費，活動費も基金で負担される（補助率10/10）。採用先は主に公共的団体で，被災地6市1町につくられた9カ所の地域復興支援センター等に計51名（2009.10.15現在）配属されている¹⁴⁾（表5参照）。

すなわち，復興市民会議が災害直後から行っていた活動を対象地域の拡大に応じて支援員に委ね，復興デザインセンターとしてそれを取りまとめ指導・監督するものである。支援員は，被災地の地域復興支援センターに常駐して集落に入り込み，被災者との顔の見える関係を築きながら，集落の復興に寄与する。支援員の業務は細かく特定されておらず，地域の状況に応じた包括的な役割も担う。集会への参加はもちろんのこと，情報誌の発行，憩いの場の開放，高齢者の見守り，伝統行事の復活，里山の再生，地域の食材を生かした料理や特産品の開発，

都市の住民との交流，地域資源の観光化等様々な支援に取り組む。具体の取り組みは地域復興支援センターによって異なる¹⁵⁾。

中越大地震復興基金では，この他にも，地域復興支援のために集落や地域団体等を対象にした地域復興デザインの策定や地域特産化等のための支援メニューを以下の通り創設しており，これらを推進する役割も期待されていると考えられる。

- ① 被災者生活支援対策事業「地域コミュニティ再建」
コミュニティ復興に向けた集落や自治会の機能を再生する仕組み（プラン）を住民が共有・実践することや地域での活性化イベントの開催等を支援
- ② 被災者生活支援対策事業「復興支援ネットワーク」
復興活動に向けた住民・専門家のネットワーク活動の支援
- ③ 地域復興支援事業「地域復興デザイン策定支援」
被災地域の自立支援のため，地域特性を活かした復興プラン策定に取り組む集落や地域団体等に対して，コンサルタント等の導入によるプランのイメージングを支援し，住民起業や地域連携への動きを加速させる。
- ④ 地域復興支援事業「地域復興デザイン先導事業支援」
「地域復興デザイン」策定に取り組む集落や地域団体等に対して，計画策定中に先導的に取り組む地域復興

表5：地域復興支援員の配属先とその役割

配属先	① 長岡市：12名（旧長岡市：3名，旧小国町：2名，旧栃尾市：2名，旧山古志村：5名） ② 南魚沼市：4名 ③ 十日町市：5名 ④ 小千谷市：9名 ⑤ 魚沼市：8名 ⑥ 川口町：4名
支援員の業務	① 地域復興ネットワークづくり支援 ② 各種復興イベント等の企画，実施の支援 ③ 住民と行政の連絡調整 ④ 被災者への福祉の見守り等 ⑤ その他の復興支援
関連の基金事業例	① 地域コミュニティ再建（集落再生支援） ② 復興支援ネットワーク（産官学・ボランティアネットワーク等） ③ 地域復興デザイン策定支援（集落再生計画策定等） ④ 地域復興デザイン先導事業支援（再生計画策定のための交流事業・施設整備） ⑤ 地域特産化・交流支援（計画、生産、PR等）

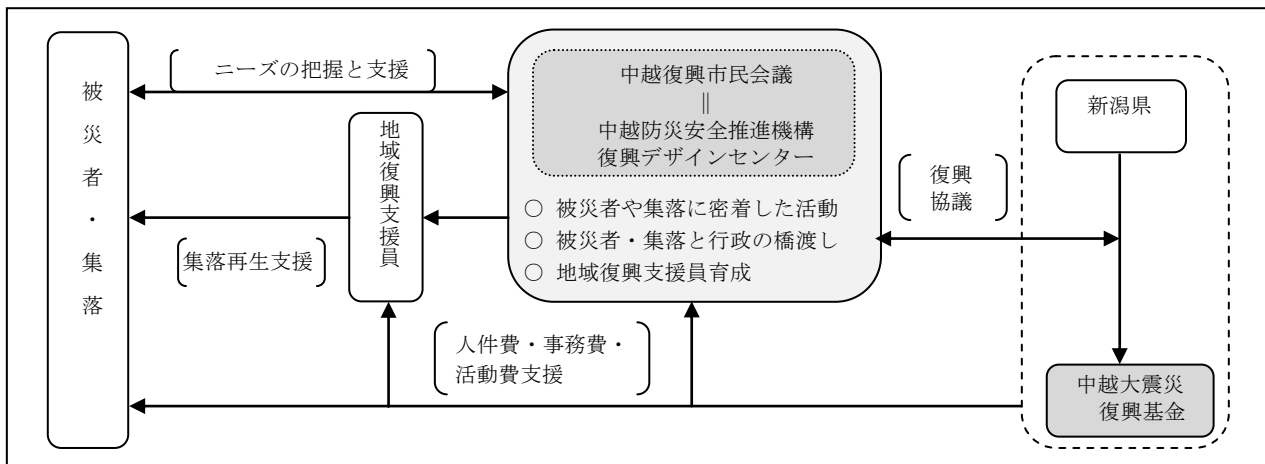


図4：復興基金と中間支援組織による集落支援

興事業に要する経費を補助し、住民起業や地域連携への動きを加速させる。

④ 地域復興支援事業「地域特産化・交流支援」

地域コミュニティの活性化や所得の増加を図るため、地域住民等が行う地域資源を活かした都市との交流や特産物・加工品づくりなどに要する経費を補助し、地域の産業おこし、地域自立力を高める。

表5に配属箇所とその業務、及び参画が期待される基金事業例を示す。

支援員のキャリアであるが、公務員や研究者から民間企業勤務者、ボランティア経験者、学生等様々で、被災地外の人材もあり、必ずしも全員が集落再生に精通しているわけではない。そこで、ノウハウや経験を蓄積し、集落の人達との信頼関係の厚い「復興デザインセンター」のメンバーが支援員に同行して被災地を巡回したり、支援員との定期的に合会や研修会等を開催しながら、指導、助言等に当たっている。

阪神・淡路基金の「被災者復興支援会議」では行政への提言を通じた復興基金事業化への反映（アドボカシー、フィードバック）が主な機能であったのに対し、「中越復興市民会議・復興デザインセンター」では復興基金メニューへの助言等に止まらず実働部隊として事業に参画し実践するところに特色がある。集落の間人とは顔見知りの関係を維持しており、復興支援会議以上に「地域密着性」を有する。「専門性」は外部から人材を招くことにより補っており「ネットワーク性」も有する⁽¹⁶⁾。

なお、民間の支援組織の場合、組織維持や活動に必要な財源を確保する問題に直面することが多いが、中越防災安全推進機構という産官学の組織の一部と位置付け、復興基金によりその経費を賄うことにした。さらに地域復興支援員を雇用して経費も補助し中間支援的な機能を強化したのは特筆すべき点といえる（図4参照）。

このように、復興基金の財源による事業を展開するにあたって、中間支援組織を連動させることで公民連携が円滑になり、これまで以上に地域をエンパワメントし、地域の持つ資源やエネルギーをより復興のために向けることが可能になると考えられる（図5参照）。

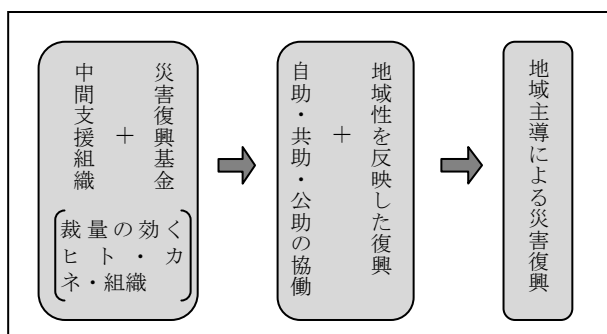


図5：復興基金に中間支援組織を連動させた地域主導による災害復興

6. 災害復興基金の課題及び今後の展望

災害復興基金は公金では支出しにくい、被災者や被災地支援のためもう一步踏み込んだ施策を展開する上で必要な財源として創出された。基金の設置主体は地方自治体であり、国が一定の財政支援をするものの、事業決定やその運用は地方の裁量で行うため地域性を反映し

やすい。さらに、被災者と行政をつなぐ中間支援組織を関与させることで「自助」「共助」「公助」の協働による復興をより促進することが可能となること、中越の事例からも明らかになった。

他方、阪神・淡路基金の設置から15年近くが経過し、復興基金に関する様々な課題が見えてきたことから、本章では、地域主導による復興を推進する観点から、復興基金の有用性をさらに発揮するためにも、どのような課題と今後の展望があるのかについて考察する。考察にあたっては、阪神・淡路基金、中越基金の関係者等へのヒアリングをもとに既往研究等の既存資料も参考にした。

(1) 復興基金が有する課題

両基金の関係者へのヒアリングを通して、復興基金の有用性を認めつつも、実際の運用の中で色んな課題が見えてきた。特に、阪神・淡路基金に関しては、幾つかの点が既往研究でも指摘されている。主な課題は復興基金の制度化に関係している。見方を変えれば、制度化されていないが故に不明瞭な点があるとも言える。具体的に列挙する。

① 基金の設置の可否や基準、時期が不明瞭な点

これまでの基金の設置は災害発生度にその都度検討されてきた。設置の可否や基準、設置に要する時期⁽¹⁷⁾が不明なため、予め若しくは災害直後に全体像を示し計画的に復興基金を活用することができない。被災者にいち早く支援の全体像を示すことができれば、再建へのインセンティブになったと考えられるが、後追いでさみだれ式に事業が決定されたため⁽¹⁸⁾、他の制度による支援とも混同し内容がわかりづらかったといえる⁽¹⁹⁾。

設置の可否基準が明確で、迅速に設置することができれば、復興基金を当初から念頭に置いた被災者支援策が可能になると考えられる。

② 基金の資金規模を決めるルールが不明瞭な点

阪神・淡路では、兵庫県関係者が当初必要額を見積もったとされるが、災害直後の慌しい時期にしかも短期間で正確に算定するのは極めて困難と言える⁽²⁰⁾。

林(2005)によれば、兵庫県が作成した「阪神・淡路復興計画」の10年間における公的な総事業数は1,358、総事業費は16兆3,000億円であるが⁽²¹⁾、このうち復興基金で113事業(8.3%)、約3,600億円(2.1%)を占めるに過ぎない。規模が小さいにも関わらず被災者支援に役立ったという評価もできるが、宮入(1996)や高寄(2000・2004)は、もっと基金の額が大きければ、高齢者や低所得者に比べてそれほど手厚くなかった中間所得者層や自営業者への支援を充実できた旨指摘している⁽²²⁾。

この点、中越基金では、水田や養鯉業、畜産業の自営業や生業に対して助成金を支給したが、将来の基金設置にあたっては、これまでの復興基金の経験をもとに予め大まかにでも基金規模を算定するシステムが必要と考えられる。

③ 国の関与が不明瞭な点

阪神・淡路基金の場合は、全113事業のメニュー化にあたってその都度自治省との協議を要した。特に当初は個人資産の形成につながるものは認めないとの国の方針が影響してか、初期の事業執行率が低かったとの指摘がある⁽¹⁵⁾。

また、基金設置に伴う地方債の利子の95%を普通交付税で措置するとなっているが、その対象となったのは運用財産8,800億円内の7,000億円であった。この点について当時の自治省は「普通交付税による措置対象を一

定のものとしたのは、地方交付税が地方公共団体共有の一般財源であることを踏まえ、被災者の救済及び自立支援並びに被災地における復旧対策として標準的なものを対象とする」としている。この結果、兵庫県と神戸市は利子総額の25%を自主財源で支弁した⁽²³⁾。

しかし、その前の雲仙岳災害対策基金⁽²⁴⁾では、義援金基金からだけでなく、公金である行政基金からも、個人補償に相当する住宅全壊1世帯当たりにつき150万円を支給している。そして、中越基金では公募に係る提案メニューを実施し、市町村や団体、企業、個人からの提案総数1781件に対し346件を採択するなど地方の裁量が増したと考えられる。

その都度国の姿勢に変化があったものと推測されるが、公金支出との差別化を明確にする一方で、復興基金の趣旨に照らした被災者のために一歩踏み込んだ支援をする観点との調整基準が必要と考えられる。

④ 被災市町村の役割が不明瞭な点

復興基金の設置主体は広域自治体である県が担う場合が多い。阪神・淡路基金では、兵庫県と神戸市の共同設置となっている（出資割合は兵庫県：神戸市＝2：1）。仮に、市町村の基礎自治体毎に基金のメニューが全く異なる、あるいは同じメニューでも支援率や対象基準が異なってしまうと、被災者により一層の混乱を与える恐れがある。そうした観点からは、都道府県が被災地を一元化して復興基金を運営するには妥当性があると考えられる。

他方、復興基金では市町村の顔が見えにくいとの指摘もある⁽²⁵⁾。通常、住民に直接接する市町村の方が迅速にニーズをつかみ機動的、弾力的に対応できる立場にある。例えば、応急仮設住宅における管理運営や住民との交渉は市町村に委託されることが多いが⁽²⁶⁾、被災者の年齢や性別、家族構成、所得、被害の度合い等により個々の状況やニーズが異なる。復興基金の柔軟性や弾力性を生かす点からは、方針は被災地での統一的対応という観点から広域自治体である都道府県が決めるが、現場での具体の運用は実情に応じて市町村の裁量を認めるといった仕組みも検討する余地があると考えられる。

⑤ 中間支援組織が関与した場合の支援が保障されていない点

阪神や中越の例からも、中間支援組織は行政と被災者をつなぐ有用なツールである。他方、特に民間の中間支援組織の場合、活動を継続させるためには、事業費はもとより普段の人件費や事務費等の経費負担が大きな課題となる。

この点「被災者復興支援会議」は、兵庫県知事直轄の第三者機関として発足された公設の機関であったことから、活動経費は県が支弁することで、同会議自体は提言や助言に没頭でき、その成果は直ちに県のトップに伝えられるなどフィードバック機能が保障された。

民間の「中越復興市民会議」の場合は、中越防災安全推進機構の組織に位置付けることで、復興基金でその人件費、事務費、活動費が補填された。しかし、復興デザインセンターは地域復興人材育成事業を実施するための時限組織で2008-2010年で終了するため、中越復興市民会議にとって以後の経費の確保が課題である。

米国のように民間資金が中間支援組織に流れる仕組みが殆ど見られない日本では、このように中間支援組織そのものの維持に対して何らかの公的支援を行う仕組みが必要と考えられる。なお、その際には、公的機関の下請けの機関にならずパートナーシップが維持されるような

位置付けも必要となる。

⑥ 復興基金に対するチェック機能が必ずしも充分でない点

復興基金に柔軟性、機動性、弾力性がある要因として、議会での議決や予算のような手続きを要しない点が挙げられる。復興基金のために設立した財団法人の理事会での議決で決定されるので、急を要する場合は持ち回り理事会での決定も可能となる。他方、理事会の構成メンバーは共通のルールがなく⁽²⁷⁾、これによる決定が形骸化されていないか、③の課題に関連して、設置者の県の意向が反映されやすくなっていないか等、何らかのチェック機能が必要と考えられる。

(2) 地方主導による財源を確保する上での今後の展望

現行の復興基金は地方債と地方交付税を活用したものであるが、制度化にあたっては財源のあり方も含めて検討する余地がある。地方交付税にあたっては、国の地方分権改革の三位一体の改革の中で総額が削減され、地方からは増額の声があがる一方、政権交代により来年度予算にどう反映されるか定かでない⁽²⁸⁾。そもそも東京都のような交付税不交付団体には適用できないなど、制度的な課題も抱える。

また、今日「まちづくり交付金」や「地域住宅交付金」に見られるよう、用途を厳格に定める補助金とは異なる地方の裁量を認める交付金方式による国の助成が増えてきた⁽²⁹⁾。

一方、地方分権改革推進委員会では、本年11月の第4次勧告において、税源移譲、国庫補助金、地方交付税、地方債を一体的に検討した上での自治財政権の強化による「地方政府」の実現を勧告している。

復興基金の評価されるべき点は、地域主導による復興を実現する財源としての有用性にある。従って、既存の復興基金の枠組みに限定されることなく、災害救助法や被災者生活再建支援法等他の制度との整合性をも踏まえながら、復興支援に有用な財源を改めて検討する必要があると考えられる。

(3) 研究課題

今後の研究課題として次の点を挙げたい。一点目は既存の復興基金の継続調査である。阪神・淡路基金については、15年の歳月を経て社会観や時代感が変わるなかで、これまで見えなかった真実を今後さらに発見できる可能性がある。一方、中越基金は、今後5年間は継続されるため、中山間地復興の観点から有意義な知見を拾えそうである。中越沖地震と能登半島沖地震の復興基金については、阪神・淡路と中越の両基金を踏まえて、今後の運用を研究することが可能となる。

二点目は、継続調査により知見を見出しながら、「(1)・(2)」で挙げた課題を探ることにより、復興基金の制度化に向けた具体的研究を継続する、あるいは復興基金に代わる新たな財源による制度化を検討してまいりたい。併せて、災害救助法等既存の制度との整合性にも留意しながら、包括的な復興の仕組みを創設するための研究も必要と考える。

謝辞

本研究は、(財)兵庫地域政策研究機構(理事長：貝原俊民)の平成20年度調査研究「地域主導・民主導による災害復興のあり方に関する考察」での調査を下に、中

越地震災復興基金（理事長：泉田裕彦）地域復興支援事業（地域貢献型中越復興研究支援）「中山間地域における地震発生直後の孤立期から復興に至る過程の総合的なロードマップの作成と支援施策の体系化に関する研究」の一環として実施したものである。一連の調査では、兵庫県、神戸市、新潟県、長岡市の関係者をはじめ、中越地震被災地の川口、山古志、栃尾の各地域復興支援センター、及び中越防災安全推進機構復興デザインセンター（中越復興市民会議）の方々にもお世話になった。ここに記して厚く謝意を申し上げる。

補注

- (1) 2006年12月に成立した地方分権改革推進法は、その基本理念として、「地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、国及び地方公共団体が分担すべき役割りを明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進する」としている。
- (2) 災害救助法第23条第1項で救助の種類を列挙し、第2項では、「都道府県知事が必要があると認めた場合には、前項の規定に関わらず、救助を要するものに対し、金銭を支給しこれをなすことができる」とあるが、過去に埋葬料について金銭支給された例を除いて現金支給の例がないといわれている。
- (3) 新潟県泉田知事は被害に遭った「物」で支援の尺度を測るのではなく、被害を受けた「人」で判断すべきであり、地域に精通した自治体で「人」に応じた支援を判断できるシステムが必要な旨述べている。
- (4) 阪神・淡路大震災によって深刻な状況に追い込まれた被災地経済を自律的復興に導くため、ポートアイランドⅡ期地区において規制緩和や税の優遇措置等を進める構想で、世界に開かれた交流拠点の形成を図ろうとした。
- (5) 2004-2006年度の三位一体の改革では、国から地方に3兆円が税源移譲されたものの、国庫補助金が4.7兆円、地方交付税交付金が5.1兆円減額されたために、むしろ地方の財源が6.8兆円減ることとなった。このため地方6団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会・全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会）から、地方の自由度の拡大という点では不十分との意見書が出された。
- (6) 平成21年11月の地方分権改革推進委員会第4次勧告では、「自治財政権の強化による地方政府の実現へ」が提唱され、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債の一体的検討や、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革をうたっている。
- (7) 「早苗饗」と書く。忙しい田植えが終わって一息つくお祝いの行事で、田の神様へお供え物をし、手伝ってくれた人々を招待して酒宴を行う風習がある。
- (8) 互助については室崎氏の有識者が命名しており、自助・共助・公助のように社会的に認知されるには至っていないが、これらと区別するため、本稿でもその呼称を採用する。
- (9) 地方交付税交付金は、地方公共団体の税収入の不足をカバーし、併せて十分な行政サービスを実施するためや地方団体間の財源の格差を調整するために国から配分される交付金のこと。地方債は地方公共団体が発行する公債で債務の履行が一般会計年度を越えて行われる。
- (10) これとは別に、能登半島地震や中越沖地震では、国（中小企業基盤整備機構）の無利子貸付方式による中小企業復興

支援基金が設立されたが、趣旨が異なることから、研究の対象から外した。

- (11) それぞれの活動項目の概要は次の通り。
 - ①：多方面の課題に専門性を発揮するため、「生きがい・しごとづくり部会」「住まい部会」等の関係部会を設置。
 - ②：会議メンバーが専門分野に関係なく自由に議論できる「まちづくり」「地域と企業」「復興住宅コミュニティ調査」等のグループを設置。
 - ③：支援会議メンバーと庁内プロジェクトチームが集まり、行政や被災者に対して提言、助言等を取りまとめる会議。
 - ④：仮設住宅や災害復興公営住宅、県外居住被災者、商店街、まちづくり協議会、ボランティア団体等に出掛け、被災者等と意見交換。
 - ⑤：毎週土曜日に被災者と支援会議メンバーが寄り合い、生活再建に向けた意見や提案、不安等について意見交換。
 - ⑥：被災者の生活再建に関する課題について、被災者や支援団体、行政等の関係者が議論し、提言に反映。
 - ⑦：会議やフォーラム等を踏まえた提言。
- (12) 新潟県職員によれば、主に事務当局で基金案を考え知事に相談したところ、中越復興市民会議のような民間支援団体の意見を聴いた上で再度検討するよう指示されたとのことであった。

- (13) 中越防災安全推進機構の構成組織は次の通り。

行政	・国土交通省北陸地方整備局 ・新潟県 ・長岡市 ・三条市 ・柏崎市 ・小千谷市 ・十日町市 ・見附市 ・魚沼市 ・南魚沼市 ・出雲崎町 ・川口町 ・刈羽村 等
コアメンバー	・長岡技術科学大学 ・長岡造形大学 ・長岡大学 ・長岡工業高等専門学校 ・防災科学技術研究所雪氷防災研究センター ・長岡商工会議所 ・北陸建設弘済会
その他	・新潟大学 ・東洋大学 ・ロータリークラブ（ライオンズクラブ・青年会議所・民間企業） ・NPO法人 ・一般市民等

- (14) 例えば、長岡地域では、被災した中山間地の創造的復興に向けて、民間、NPOなど多様な活動主体の活動支援及び中山間地が有する魅力や価値を生かした新しいまちづくりの推進に関する事業を行うために、（財）山の暮らし再生機構が2007年4月に設立された。この中に地域復興支援センターを置き（長岡センター、小国サテライト、栃尾サテライト、山古志サテライト、十日町センター、南魚沼センター）、地域復興支援員はここに籍を置くが、活動に関するやりとりは主に復興デザインセンターと行っている。
- (15) 被災地での調査結果に加えて長岡市地域復興支援センター21年度事業報告に概要があるほか、各地域復興支援センターが公表するホームページに詳細な内容が掲載されている。
- (16) 復興デザインセンターや地域復興支援センターでは、外部人材と被災集落のつながりを呼びかけており、全国の有識者が被災地支援に駆けつけている。
- (17) 災害発生から復興基金設置まで概ね要した期間は次の通り（雲仙：10ヶ月、阪神・淡路：3ヶ月、中越：5ヶ月、能登：5ヶ月、中越沖：3ヶ月）
- (18) 高寄（2004）は、生活再建支援金を例に災害直後に一括して全ての被災者に支給されていれば生活再建は大きく進展したと指摘する。当初、「高齢者生活再建支援金」「中高年自律支援金」として分割支給され、年齢・所得制限を後に追加、修正するなどしたため、インセンティブには成り得なかった。この点、復興基金ではないが、2001年の鳥取県西部地震で鳥取県が打ち出した住宅復興補助金は、被災者から十分な額ではないものの勇気付けられたとの声があがった。
- (19) 阪神・淡路大震災における公的な給付・貸付制度は、

「災害弔慰金、災害障害見舞金（災害弔慰金法）」「災害援護資金（同左）」「生活福祉資金（小口貸付、災害援護資金貸付、転宅資金貸付（厚生省要綱・通知）」「生活復興資金貸付（県・復興基金）」「生活再建支援金（復興基金）」「被災中高年恒久住宅自立支援金（同左）」「被災者自立支援金（同左）」と様々で、設置時期も異なり、被災者にはわかりづらかった。

(20) 「阪神・淡路大震災 翔ペフェニックス 創造的復興への群像」によると、当時の貝原知事が震災翌日の1月18日に復興基金の検討指示を出し、2月8日までにプロジェクトチームで各部署をヒアリングし積み上げた基金額が2600億円であった。

(21) 「国」「県」「市町」「復興基金」に「その他（国関係団体）（県・市町関係団体）（民間事業者等）」を加えたもの。「その他」を除くと復興基金の占める割合は2.5%になる。

(22) 例えば住宅再建利子補給は、返済能力のある所得層は利用価値があっても、そうでない者はほとんど利用できない。そのうち高齢者や低所得者等には別の手立てによる支援策があったが、所得や年齢制限から漏れた中間所得者層は被扶養者を抱え出費も多いのに支援がまわってこない。また、住居と事業所の双方を失った零細な自営業者が融資制度だけ受けて自力復興するのは極めて困難であった。

(23) 林(2007)はこの兵庫県・神戸市の自己負担分が個人給付的な内容のメニューにあてられたと分析している。

(24) 雲仙の復興基金の場合は、県レベルでは起債による行政基金と義援金基金からなる雲仙岳災害対策基金が設置され、市町レベルでは義援金を財源とする義援金基金が設けられた。

(25) そうした声は、中越や中越沖、能登の被災地で耳にした。被災地の市町からはあれ（復興基金）は県が決めるものだからとの声が多かった。中間支援組織関係者から市町の意向が良くわからないとの指摘もあった。

(26) 災害救助法による救助は都道府県知事が行うもので、仮設住宅の設置者は知事であるが、設置後の維持管理は市町村長に委任できる。

(27) 震災5周年の際の阪神・淡路基金の理事構成は、知事を含む兵庫県幹部が6名、市長を含む神戸市幹部が5名、残り1名が西宮市長であった。中越基金の5周年時は、知事を含む新潟県幹部が3名、被災市町長が3名、関係団体の長が6名、大学の学長が3名である。

(28) 政府の行政刷新会議による「事業仕分け」では、地方交付税交付金が増えられ、客観性を含め、政策誘導で地方交付税を使うことを考え直すという視点から、制度の抜本的見直しを求めると判断された。

(29) まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るもの。地域住宅交付金は、地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし、住宅整備や居住環境の整備など、地域の暮らしをトータル的に支援するもの。いずれも地方の使い勝手の向上を目指す、交付対象事業や交付額等の要件がなく地方に全てを委ねるというものではない。これらも、事業仕分けの対象となっている。

参考文献

- 1) 橋本行史, 阪神・淡路大震災復興基金の役割りと今後の災害への対応, 都市政策第116号, pp.50-70, (財)神戸都市問題研究所, 2004.
- 2) 本間正明, 検証テーマ『震災復興財源の課題とあり方』, 阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業検証報告第6

- 3) 林敏彦, 検証テーマ「復興資金－復興財源の確保」, 一阪神・淡路大震災－復興10年総括検証・提言報告, pp.433-435, 2007. 及び林敏彦, 阪神・淡路大震災復興基金とわが国立法府の役割り, 安全安心社会研究所ワーキングペーパー, (財)ひょうご震災記念21世紀研究機構, 2007.
- 4) 出口俊一, 第14章「復興基金」の5年と今後の課題, 大震災いまだ終わらず5年間の国と自治体の復旧・復興施策を問う, pp.235-249, 兵庫県震災復興研究センター, 2000.
- 5) 宮入興一, 大震災と財政改革, 経営と経済第75巻第3・4号, pp.119-162, 長崎大学経済学会, 1996
- 6) 高寄昇三, 復興財政措置の運営課題, 都市政策第99号, pp.34-48, (財)神戸都市問題研究所, 2000. 及び高寄昇三, 生活復興にかかる諸制度の評価と課題, 都市政策第115号, pp.17-31, (財)神戸都市問題研究所, 2004.
- 7) 青田良介, 室崎益輝, 台湾大地震後の「全国民間災後重建聯盟」から学ぶ民間中間支援団体の役割りについて, pp.213-220, 地域安全学会論文集 No.4, 2002. 及び青田良介, 室崎益輝, 米国・ノースリッジ地震を契機に設立されたネットワーク型中間支援組織の機能に関する研究, pp.219-226, 地域安全学会論文集 No.5, 2003.
- 8) 第3章国民の防災活動の促進, 平成20年度防災白書, pp.194, 内閣府
- 9) 地方分権改革の理念, 中間的な取りまとめ, 地方分権改革推進委員会, pp.5, 2007
- 10) 創造的復興をめざして復興基金10年の歩み, (財)阪神・淡路大震災復興基金記録誌, (財)阪神・淡路大震災復興基金, H18
- 11) (財)中越大震災復興基金ホームページ
- 12) 「被災者復興支援会議I II IIIの活動記録」被災者復興支援会議III編, 2007.
- 13) 財団法人中越大震災復興基金ホームページ, 地域復興支援事業「地域復興人材育成支援」
- 14) 財団法人中越大震災復興基金ホームページ, 被災者生活対策事業「地域復興支援員設置支援」
- 15) 高寄昇三, 復興財政措置の運営課題, 都市政策第99号, pp.34-48, (財)神戸都市問題研究所, 2000. 及び出口俊一, 第14章「復興基金」の5年と今後の課題, 大震災いまだ終わらず5年間の国と自治体の復旧・復興施策を問う, pp.235-249, 兵庫県震災復興研究センター, 2000.

(原稿受付 2009.9.04)

(登載決定 2010.1.08)